

令和2年度事業計画

I 活動方針

令和2年度の港湾関係の予算は、「被災地の復旧・復興」「生産性と成長力の引き上げの加速」「国民の安全・安心の確保」「豊かで暮らしやすい地域づくり」の4分野の取組を強力に推進することとされ、あわせて、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持のために行った点検結果を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に講じるとされ、予算規模（国費）は、前年度を少し上回る規模が確保されています。また、令和元年度の補正予算として、296億円（国費）の執行が既に始まっています。

事業費が高水準で継続されることで経営環境の改善が期待される場所ですが、まだ現状は、平成10年代半ばから20年代半ばにかけて公共事業予算が縮減され続けたダメージが大きく、会員各社の経営環境は厳しい状況から脱しているとは言えません。一方、作業船の新規建造等が困難になった問題については、公共事業量の中長期見通しが示されなくなったことが一つの原因の一つでしたが、中長期見通しの提示については、昨年要望で前向きな対応が示されたところです。

いずれにしろ、高水準にある事業費を受注につなげて経営改善を図り、作業船の更新や後継者の育成に結び付けていくことが必要です。

【要望活動】

このため、作業船を保有する業者が適正に評価され、地域の守り手として安定的・持続的に活動できる公共調達制度の改善、地元向け工事の増とともに、下請契約が適正に行われるように、強力な活動を展開していく必要があると考えております。この考えの下に港湾局長要望に取り組んでまいります。加えて、当協会の特徴的な課題である「作業船の保有及び代替建造に対する支援」、適用が間近に迫る「働き方改革への対応」等を要望します。

【資格認定事業・能力評価事業】

当協会活動のもう一つの柱である「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業については、公益事業であり公正さを第一に取り組んでまいります。加えて、海上工事現場で働く方の地位の向上と会社としての受注に資するため、総合評価等における評価の向上に努力して参ります。

また、同様に技能者の能力を認定する、建設キャリアアップシステムと連動した能力評価についても公正さを第一に対応して参ります。

【担い手確保・働き方改革】

働き方改革は、休日確保など労働環境を改善し、入職を促すねらいがあり、担い手確保とは別物ではなく密接に関連します。その進め方は、「適切な工期の確保」など発注者に要請することが多いため、他の港湾建設団体と連携・協力しながら進めて参

ります。

担い手確保は、上記に加え、以下の取組があります。

特定技能外国人受入問題に関しては、港湾局の方針の下、引き続き、他の関係団体と協働して、会員企業が「海洋土木工」の外国人材を受け入れることができるよう対応して参ります。

船舶作業員の斡旋事業に関しては、まだ十分な活用がなされていないことから、その普及と利用促進に努めて参ります。

海上工事業のPRに関しては、会員企業が行っている現場見学会等の取組と連携・協力して参ります。

【その他の活動】

このほか、プッシュバーージの安全規制への対応、港湾ICT導入への対応などに関する情報を提供するとともに、洋上風力発電など新たな事業分野に関する情報を収集し、会員に提供してまいりたいと考えています。

令和2年度はこのような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

1. 事業活動

(1) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和2年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて企業経営に影響を及ぼしている様々な課題について、会員が抱えている現状や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

(2) 要望活動

1) 国土交通省への要望

①国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。「働き方改革」は、4年後に迎える時間外勤務の上限規制の建設業への適用を念頭に、官民が協力して対応すべき問題であり、重点的に要望してまいります。また、「作業船の維持・更新」は、当協会の特徴的な要望です。入札契約制度・資金調達・税制の広範にわたって様々な施策が必要です。特に、入札契約制度関係については、昨年の新・担い手3法の成立を受けた「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえて要望内容を検討してまいります。

②各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催し要望活動を展開します。その際、本部が同行し

「働き方改革」のような全国的な課題について要望します。

2) 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても対応してまいります。

(3) 船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、船舶作業員を会員間で融通し合う本事業が活発に利用されるように会員に呼びかけを行うとともに、利用しやすくするための改善に取り組みます。

(4) 建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）と連動した能力評価事業ほか

当協会は、システムの登録は個々の会員の判断に任せ、情報の収集と会員への展開を行ってきました。この方針に変更はありませんが、CCUSと連動した能力評価事業については、令和2年度より行って参ります。

当協会の取組を、広く海上工事業のCCUSユーザーに周知するとともに、申請があった案件については速やかな評価に努めて参ります。

また、今後とも、CCUSに関する情報提供を続けてまいります。加えて、当該システムを運用する上での課題が生じた場合、対応してまいります。

(5) 港湾ICT導入への対応

国土交通省港湾局は、港湾工事におけるICTの導入を進めています。当協会は、「港湾におけるICT導入検討委員会」と「施工WG」に参加しております。国土交通省の取組に対し、技術委員会を中心に会員の意見を聴取しつつ、港湾局の施策に反映させてまいります。

(6) 特定技能外国人受入問題への対応

本年2月28日に、建設分野において特定技能外国人材を受け入れることができる職種として、海洋土木工を含む7職種の追加が認められました。

今後とも、港湾局の指導の下、関係協会とも連携し、海外で講習・試験を実施するための体制づくりを進め、会員企業が外国人材を受け入れることが可能となるよう努めて参ります。

また、制度の周知にも努めて参ります。

(7) プッシュオーバー等に係わる安全規制への対応

新たな課題が生じた場合など、必要に応じて他の港湾関係協会と連携の上、海事局との調整を進めるとともに、調整内容、結果等を会員に展開します。

(8) 働き方改革に関する港湾建設関係団体との連携・協力

関係する5協会は、一昨年の第1回会合の際、働き方改革を進める上での課題を出し合っています。その課題解決に向けた取組を連携・協力して行います。

(9) 担い手確保のための活動

担い手確保のためには若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。会員企業において、現場見学会などを行い3Kの払拭につとめており、連携・協力していきます。また、さらなる活動としてどのようなものができるかを検討します。

(10) 講演会・安全講習会等の開催

本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

(11) 他機関への協力等

昨年度に引き続いて、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

1) 安全対策・環境保全対策の推進

会員保有作業船の安全パトロール、安全標語入りポスター等を作成、配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。

2) 作業船団安全運航指針の改訂

昨年度までに、安全対策委員会で編集作業を終え、本年5月に発刊します。また、発刊後はその普及に努めます。

3) 鋼橋海上（水上）橋梁架設工事マニュアル（積算編）の改訂

令和2年3月に、（一財）港湾空港総合技術センターにおいて「港湾空港新技術・新工法積算基準ライブラリー」の改訂版が発刊されました。今年度は、（一社）日本橋梁建設協会と共同で普及に努めます。

4) 新たな事業分野に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集で

きる体制を整え、会員に情報提供できる仕組みを構築します。

(2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

3. 資格認定事業

(1) 「海上起重作業管理技士」資格の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得するための受講要件としています。海上工事技能者として業務経験年数5年で受講できる資格です。

東京会場 令和2年10月1日

大阪会場 令和2年10月9日

(2) 「登録海上起重基幹技能者」資格の認定

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者」は、船団長の要件を有する者とみなす、とされています。

本資格は国土交通大臣の登録資格で、当協会が認定業務を行っております。

東京会場 令和2年10月15～16日

大阪会場 令和2年10月29～30日

(3) 資格認定者の更新講習

「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の認定者には、講習修了証の有効期限(5年間)前に技術進歩や法令改正等に対応した、新たな能力を修得することを目的とした更新講習が義務づけられています。

札幌会場 令和2年11月6日

東京会場 令和2年9月11日

神戸会場 令和2年9月18日

福岡会場 令和2年9月25日

なお、「海上起重作業管理技士」の資格取得者に対しては、更新講習時に、速やかに「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得することを勧めています。

4. 広報活動

(1) 正会員、賛助会員の勧誘促進

(2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布

(3) 講演会、講習会等の開催

(4) インターネットの活用による広報活動の推進

協会HPには、会員専用ページを設けており、行政報告、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

(5) 支部総会等における協会活動報告

5. 支部活動

(1) 支部総会等開催による会員相互の連携強化

(2) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催

(3) 他団体等との協調・連携による研修、講習会の実施

(4) 各種表彰者の推薦

(5) 防災協定に基づく訓練等への参加、防災資機材の報告

6. その他(会費納入についての臨時措置の継続)

会員の厳しい経営環境に鑑み、平成19年度より臨時措置として協会会費の10%の減額を行ってきていますが、令和2年度も継続することとします。

なお、支部活動費が逼迫してきており、今年度、臨時措置の解除についての検討を行いたいと考えています。

以 上